

令和6年（ネ）第408号 伊方原発運転差止請求控訴事件

控 訴 人 松本文六 外275名

被控訴人 四国電力株式会社

意 見 陳 述 書

2025年（令和7年）年4月18日

福岡高等裁判所第1民事部御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 佐藤

朗

控訴理由書3（争点5及び6）に関し、控訴審裁判所において特に留意されたい点について、以下のとおり、意見を述べます。

1 原判決が採用する安全性に対する考え方の誤り

原判決において我々を驚かせた判断の一つが、令和元年火山ガイドの合理性に関する争点5の中で、原判決が「相対的安全性」の考え方を採用することを明らかにしたことです（原判決326頁）。

原子炉施設に求められる安全性をどう考えるかは、火山のみならず、地震の争点にも共通する問題であり、本来であれば争点1の司法審査の在り方の中で判断が示されるべきものです。

実際、我々控訴人らは、原審において、司法審査の在り方の中の争点として、原子炉施設に求められる安全性がどの程度のものであるべきかを主張してきました。

そうであったにもかかわらず、原判決が、司法審査の在り方の中で原子炉施設の安全性を判断することなく、争点5において、突如として「相対的安全性」を

採用することを明らかにしたのは、原判決が巨大噴火の発生可能性を判断するための要件として設定した、非切迫性の要件及び具体的根拠欠缺の要件を導きだしたために他なりません。

しかし、原審が採用する相対的安全性の考え方は、原子炉施設に求められる安全性の考え方としては誤りであることは明らかです。

チェルノブイリ原発事故や福島第一原発事故の実情を見れば、原子炉施設に求められる安全性について、他の科学技術を利用した装置、施設等が持つ危険性の程度と同列に論じることがいかに説得力を欠くものであるかは多言を要しないでしょう。

原発事故がもたらす加害は、人間がコントロールできないレベルで永続する点で、他の事故によるものとはまったく異なるものです。

福島第一原発事故についてみれば、事故から14年経ちましたが、2011年3月11日に発出された「原子力緊急事態宣言」は今もなお、解除されておらず、南相馬市や飯館村など7市町村にまたがる地域が帰還困難区域とされたまま、故郷を奪われた人々に対する真の意味での被害回復はなされていません。

事故の後始末についても、昨年、原発建屋から初めて核燃料デブリが取り出されたという報道がなされたのは記憶に新しいところです。事故から13年経って、取り出されたデブリの量はわずか0.7グラムです。10年以上経っても、原子炉格納容器の内部がどのようなになっているか分からず、建屋に人が近づくことさえできないのです。これが原発事故の現実です。

控訴人らは、原子炉施設についていかなる欠陥も許されないという意味での絶対的安全性、いわゆるゼロリスクを求めているわけではありません。福島第一原発事故のような過酷事故を二度と起こさないことを求めており、その意味での限定的絶対的安全性が求められると主張しているのです。控訴審では、福島第一原発事故の被害の実態を正確に理解したうえで、原子炉施設に求められる安全性を判断することを望みます。

2 令和元年火山ガイドが策定された経緯が意味するもの

令和元年火山ガイドの合理性に関する個々の論点については控訴理由書3に譲るとして、ここでは、令和元年火山ガイドが策定されるまでの経緯について指摘しておきます。

もともと火山ガイドは平成25年に策定されたものですが、この旧火山ガイドは、噴火の時期や規模を的確に予測できることを前提にしており、噴火がいつ、どのような規模で起きるかは予測しえないという火山学の水準をまったく理解しないものであったため、川内原発に関する福岡高裁宮崎支部決定（平成28年4月6日）をはじめ、伊方原発に関する広島高裁即時抗告審決定（平成29年12月13日）、広島高裁異議審決定（平成30年9月25日）、広島高裁即時抗告審決定（令和2年1月17日）などの多くの裁判例によってその不合理性が指摘され、改定することを余儀なくされました。

このような状況で、原子力規制庁が用意したのが「設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価に関する基本的な考え方について」（甲213）、いわゆる「基本的な考え方」であり、この「基本的な考え方」を全面的に取り入れて改定されたのが、令和元年火山ガイドです。このような経緯からすれば、令和元年火山ガイドは、火山事象からの安全性確保という目的から改定されたというより、裁判対策のために改定されたものと評価するのが正当でしょう。実際、裁判例で不合理であると指摘されていた噴火予測について、令和元年火山ガイドは「現在の火山の状態を評価する」ものとし、評価対象を変更しましたが、どのような事情から評価するか、どのような調査が必要かといった具体的な評価の方法・内容にまったく変更はありません。結局のところ、不合理であると認定されることを避けるべく、「噴火の時期や規模を的確に予測できることを前提としていない」という文言が付け加えられただけといわざるを得ません。

加えて言うならば、「現在の火山の状態」を評価することがなにゆえ、運用期

間中、少なくとも将来数十年にわたる活動可能性が十分小さいかの評価につながるのかまったくもって不明です。現在の火山学でできるのは、ごく短期の予測のみであって、中長期的予測の手法は確立していないのですから、たとえ現時点において噴火の兆候が見られないからといって、それだけで運用期間中その状態が継続するとはいえないはずです。

控訴審においては、火山ガイドが策定当初から大きな問題を抱えていたという事実をきちんと認識し、その問題が正しく解消され、安全性が担保される基準となっているか、厳しい目をもって判断してもらいたいと考えます。

3 非切迫性の要件の問題点

最後に、それが充足される場合に、運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと判断することが許される要件である非切迫性の要件について、簡単にその問題点を指摘しておきます。

原判決が採用する非切迫性の要件は、現在の火山の状態を評価して、当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価できるかという要件です（原判決327頁）。そこでは、現在の火山の状態から、将来起こり得る巨大噴火が差し迫った状態にないと評価できることが前提とされています。

しかし、そもそも、阿蘇についていえば、破局的噴火である阿蘇4噴火は今から9万年前のことであり、破局的噴火の回数もごくわずかで、我々は破局的噴火直前の観測データを持ち合わせていないのですから、現在の火山の活動状況をもって巨大噴火が差し迫った状態にあるかどうかを判断することも不可能というべきです。非切迫性の要件は、その前提自体に問題があると言わざるを得ません。

そして、非切迫性の要件の合理性を検討するうえで、特に留意しなければならない点は、火砕流との関係で安全性を判断するには、巨大噴火が差し迫っているかどうかの判断を、巨大噴火の数年から十数年前の時点で行わなければならないということです。

原子力発電所の安全を確保するための基本は、核分裂連鎖反応を「止める」、核分裂生成物を「冷やす」、核分裂生成物を「閉じ込める」ことです。火砕流からの安全確保の関係では、これらの三原則に加えて、核分裂生成物や核燃料物質を原発敷地外へ「移動させる」こともが求められることを見落としてはなりません。燃料棒を冷やし、火砕流が届かない場所へ移動させることができれば、火砕流によって、放射性物質が大気中にまき散らされる結果となるからです。

問題となるのは、それらの作業に要する時間です。「冷やす」だけでも冷却プールで何年もの間、大量の冷却水を循環させて冷やし続けなければならないのですから、火砕流からの安全を確保するためには、巨大噴火が発生する数年から十数年前に「冷やす」「移動させる」ことに着手していなければなりません。それは、結局のところ、それだけの時間的猶予（リードタイム）が与えられている時点で、巨大噴火が発生することを予測できなければ、安全は確保されないことを意味します。しかし、繰り返し指摘するところですが、現在の火山学では、巨大噴火の中長期的予測はできないのです。

「噴火がいつ、どのような規模で起きるかについて相当程度の正確さで予測できないのであれば、原子力発電所の運用期間中の数十年の期間において巨大噴火の発生の可能性の大小も判断できない」と広島高裁異議審平成30年9月25日決定は指摘しましたが、この指摘は至極真つ当なものです。

4 おわりに

本意見陳述では、火山争点に関して、控訴審裁判所に特に留意してもらいたい事項を取り上げました。我々控訴人らは、本意見陳述で行った指摘が、控訴審裁判所によって真正面から受けとめられ、誠実に判断されることを望みます。

以 上